

## 鹿屋市ネーミングライツ事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市が所有する施設等の愛称を命名する権利を法人等に付与し、当該施設等の更なる魅力及びサービスの向上に資するとともに、新たな自主財源の確保を図るためのネーミングライツ事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 命名権 市の施設等について、その全部又は一部に愛称を命名する権利
- (2) 法人等 法人その他の民間事業者
- (3) ネーミングライツ事業 市と法人等との契約に基づき、当該法人等に命名権を付与する事業
- (4) 命名権者 ネーミングライツ事業において、命名権を付与された法人等
- (5) 愛称 命名権者が命名した名称

### (基本原則)

第3条 ネーミングライツ事業は、施設等の本来の目的に支障を生じさせない方法により実施するとともに、施設等の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしなければならないものとする。

- 2 市は、ネーミングライツ事業を導入した施設等について、愛称を積極的に使用するものとする。
- 3 市は、市の条例等に定める施設等の名称については変更しないものとし、必要に応じて、愛称ではなく市の条例等に定める施設等の名称を使用できるものとする。
- 4 ネーミングライツ事業により市が得た対価については、原則として、当該施設等の運営及び維持管理に要する費用の一部に充てるものとする。

### (応募資格の制限)

第4条 ネーミングライツ事業への応募資格を有する法人等は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 国及び地方公共団体から指名停止措置を受けているもの

- (2) 市税等（国税及び県税を含む。）を滞納しているもの
- (3) 鹿屋市暴力団排除条例（平成24年鹿屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業又は当該営業に類する事業を行うもの
- (5) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項の規定による貸金業を行うもの
- (6) 法律に定めのない医療類似行為を行うもの
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしているもの又は申立てがなされているもの
- (8) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産の申立てがなされているもの
- (9) 賭け事に係る業種に属する事業を行うもの
- (10) あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）及び柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に定める施術所を開設した法人以外のもので、手技、温熱、電気、光線等の療術行為を行う業種に属する事業を行うもの
- (11) 政治性又は宗教性のあるもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、命名権者として適当でないと市長が認めるもの  
（愛称の表記方法）

第5条 命名権者が決定する愛称の表記方法は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (3) 人権を侵害するおそれのあるもの
- (4) 差別を助長するおそれのあるもの
- (5) 政治性又は宗教性のあるもの

- (6) 社会問題についての主義主張に当たるもの
- (7) 公衆に不快の念を与えるおそれのあるもの
- (8) 美観を損なうおそれのあるもの
- (9) 青少年にとって有害であると認められるもの
- (10) 第三者の商標権、著作権、パブリシティ権、キャラクター権等の第三者の知的財産権を侵害するおそれのあるもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、愛称として適当でないと市長が認めるもの

2 市長は、特に必要があると認めるときは、愛称に「鹿屋」、「鹿屋市」を含める等表記に条件を付すことができる。

(対象施設等)

第6条 ネーミングライツ事業の対象となる施設等（以下「対象施設等」という。）は、スポーツ施設、文化施設、公園その他施設等のうち、命名権を付与する施設等として市長が適当と認めるものとする。

(公募)

第7条 市長は、ネーミングライツ事業を実施する事案ごとに、募集要領を作成し、市ホームページ、広報紙への掲載等により公募するものとする。ただし、市長が公募によることが適当でないと判断する施設等については、この限りでない。

2 前項の募集要領には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 対象施設等の名称、所在地及び概要
- (2) 希望金額
- (3) 希望期間
- (4) 募集方法及び募集期間
- (5) 提出書類
- (6) 審査の方法
- (7) 前各号に掲げるもののほか、ネーミングライツ事業の実施に関し必要な事項

(応募)

第8条 ネーミングライツ事業に応募を希望する法人等（以下「応募者」という。）は、鹿屋市ネーミングライツ事業申込書（別記第1号様式）、法人等概要調書（別記第2号様式）及び誓約書（別記第3号様式）に前条の募集要領に記載された提出書類を添えて市長に提出しなければならない。

(委員会の設置)

第9条 市長は、前条の応募者のうちから命名権者の候補者を選定するため、ネーミングライツ事業審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は副市長、市長公室長、総務部長、政策推進課長、総務課長、財政課長、対象施設の所管部長及び課長並びに市長が指名する職員をもって組織する。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 4 委員会に委員会を進行する委員長を置き、委員長は副市長をもって充てる。
- 5 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委員会の役割)

第10条 委員会は、ネーミングライツ事業に関する命名権者の候補者選定に係る審査基準を検討し、かつ、決定するものとする。

- 2 委員会は、前項の審査基準に基づき、次に掲げる事項について審査する。
  - (1) 愛称
  - (2) 命名権料
  - (3) 愛称の使用期間
  - (4) 経営の安定性
  - (5) 施設等の魅力向上
  - (6) 地域貢献・地域活性化
  - (7) その他市長等が必要と認める事項

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、総務部財政課において処理する。

(命名権者の選定)

第12条 市長は、委員会の審査結果に基づき命名権者を選定する。

- 2 市長は、前項の規定により命名権者として選定した者に対しては鹿屋市ネーミングライツ事業選定決定通知書（別記第4号様式）により、不選定とした者に対しては鹿屋市ネーミングライツ事業不選定通知書（別記第5号様式）によりそれぞれ通知する。

(契約の締結)

第13条 市長は、前条で選定された命名権者とネーミングライツ事業に関する契約を締結する。

(契約期間)

第14条 前条の契約期間は、原則として、3年以上5年以下の期間とする。ただし、指定管理者制度を導入している施設については、市長は、その指定管理期間を考慮し、適切な契約期間を別に設定することができる。

(命名権料の納入等)

第15条 命名権者は、第13条の規定により契約を締結したときは、当該契約期間の年度ごとに、市が発行する納入通知書により指定の期日までに命名権料を納入しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、命名権者と協議の上、支払方法、納入額、納入時期等を別に定めることができる。

(契約の解除)

第16条 市長は、第13条の規定により契約を締結した命名権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該契約を解除し、命名権の付与を取り消すことができる。この場合において、既納の命名権料は、返還しない。

- (1) 指定した期日までに命名権料の納入がないとき。
- (2) 虚偽の申込み又は不正の手段により応募したことが判明したとき。
- (3) 命名権者が第4条各号のいずれかに該当するとき。
- (4) 命名権者から契約解除の申出があったとき。
- (5) 命名権者の社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- (6) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により契約を解除したときは、第12条の規定による選定決定通知を取り消し、その旨を鹿屋市ネーミングライツ事業選定決定取消通知書(別記第6号様式)により通知するものとする。

(費用の負担)

第17条 市長は、ネーミングライツ事業の実施に当たり、市ホームページ、広報紙等の作成に係る経費を負担し、その他の経費については、命名権者が負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長と命名権者の協議により、費用の負担の内訳を変更することができるものとする。

3 契約期間満了及び前条の規定による契約の解除に伴う原状回復に必要な費用は、命名権者が負担する。

(指定管理者との協議)

第18条 指定管理者制度を導入している施設については、市長、指定管理者及び命名権者との間で、愛称の使用に関し必要な事項について協議するものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、ネーミングライツ事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月21日から施行する。

別記

第1号様式（第8条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申込者 所在地  
法人等名  
代表者職・氏名

鹿屋市ネーミングライツ事業申込書

次のとおり、ネーミングライツ事業に申し込みます。

対象施設名	
提案する愛称名	
命名権料 (提案額)	年額 円 (消費税額及び地方消費税額を含む。)
愛称を使用 する期間	年 月 日から 年 月 日までの 年間
施設の魅力向上 に関する提案	
対象施設の 選定理由等	

【事務担当者及び連絡先】

所 属	
氏 名	
住 所	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
メールアドレス	

注 募集要領に記載の提出書類を添付してください。

第2号様式（第8条関係）

法人等概要調書

1 法人等名					
2 代表者氏名					
3 (本店)所在地					
4 市内の支店、 営業所等	有 ・ 無 有の場合はその所在地 ( )				
5 創業年月日及 び営業年数	創業年月日 年 月 日	本店営業年数 年		市内営業年数 年	
6 従業員数		役員	正規雇用	非正規雇用	その他
	全体				
	(うち市内)	( )	( )	( )	( )
7 決算の状況  ( 決算日 年 月 日 )	流動比率	流動資産	冊	×100= . %	
		流動負債	冊		
	固定比率	固定資産	冊	×100= . %	
		自己資本	冊		
	総資本 経常利益率	経常利益	冊	×100= . %	
		総資本	冊		
注 株式会社、公益法人、社会福祉法人以外の法人等の場合は、記入可能な範囲で記入してください。					
8 総売上高					
9 事業内容	(1) 主たる事業				
	(2) 主たる事業以外				
10 地域貢献又は社会貢献の取組実績及び今後の計画					



鹿屋市長 様

申込者 所在地  
法人等名  
代表者職・氏名 印  
(署名又は記名押印)

誓約書

ネーミングライツ事業への申込みに当たり、以下のいずれにも該当していないことを誓約します。あわせて、提出書類の内容について事実と相違ありません。

なお、この誓約が事実と相違することが判明した場合は、鹿屋市が行う一切の措置について異議の申立ては行いません。

- (1) 国及び地方公共団体から指名停止措置を受けているもの
- (2) 市税等（国税及び県税を含む。）を滞納しているもの
- (3) 鹿屋市暴力団排除条例（平成24年鹿屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業又は当該営業に類する事業を行うもの
- (5) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項の規定による貸金業を行うもの
- (6) 法律に定めのない医療類似行為を行うもの
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしているもの又は申立てがなされているもの
- (8) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産の申立てがなされているもの
- (9) 賭け事に係る業種に属する事業を行うもの
- (10) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）及び柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に定める施術所を開設した法人以外のもので、手技、温熱、電気、光線等の療術行為を行う業種に属する事業を行うもの
- (11) 政治性又は宗教性のあるもの

第4号様式（第12条関係）

第 号  
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市ネーミングライツ事業選定決定通知書

年 月 日付けで申込みのあったネーミングライツ事業に係る命名権者については、ネーミングライツパートナー審査委員会の審査結果を踏まえ、命名権者として選定し、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

対 象 施 設 名	
提 案 する 愛 称 名	
命 名 権 料 （ 提 案 額 ）	
愛 称 を 使 用 する 期 間	

第5号様式（第12条関係）

第 号  
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市ネーミングライツ事業不選定通知書

年 月 日付けで申込みのあったネーミングライツ事業に係る命名権者については、ネーミングライツパートナー審査委員会の審査結果を踏まえ、不選定としましたので通知します。

記

1 不選定の理由

2 対象施設名

第6号様式（第16条関係）

第 号  
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市ネーミングライツ事業選定決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で選定決定した鹿屋市ネーミングライツ事業については、鹿屋市ネーミングライツ事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第16条第1項の規定により下記のとおり契約を解除し、選定の決定を取り消しましたので、同条第2項の規定により通知します。

なお、既に納入されました命名権料については、実施要綱第16条第1項の規定により返還しません。

また、契約の解除に伴う原状回復に必要な費用は、実施要綱第17条第3項の規定により命名権者の負担とします。

記

対象施設名	
取消年月日 (契約解除日)	年 月 日
取消理由	